## 【契約書別紙】介護老人福祉施設 たきべ野 利用料金表 (令和4年10月1日改定)

基本料金(ユニット型個室)

_							1 [	ヨ当たり	の自己	負担額	単)	位:円)				
介護	【負担割合	サービス費介護福祉施設	個別機能訓練 I	療養指導加算	看護体制加算 I 口	看護体制加算	を 動職員配置 以口	支援加算Ⅱ	I (① S (1) X (2) X (3) X (4)	10 (V) JUL	アップ等支援加(1)(1)(6)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)	小計	負担段階	居 住 費	食費	合計
度』	1	1	2	3	山 异 ④	5	6	7	8	∵× 34 (9)	〜×算ス ①	(1)((1)~(10)	<b>祖</b> 】	12)	(13)	10+12+13
275.)) 276.))													717	820	300	1,962
													2	820	390	2,052
要介護	1割 65	652	12	. 5	4	8	21	46	62	20	12	842	3①	1,310	650	2,802
													32	1,310	1,360	3,512
远 1													4	5,000	1,446	7,288
	2割	1,304	24	10	8	16	42	92	124	40	24	1,684	4	5,000	1,446	8,130
	3割	1,956	36	15	12	24	63	138	186	61	36	2,527	4	5,000	1,446	8,973
				5	4	8	21	46	68	22	13	919	1	820	300	2,039
													2	820	390	2,129
要	1割	720	12										3①	1,310	650	2,879
介護													32	1,310	1,360	3,589
2													4	5,000	1,446	7,365
	2割	1,440	24	10	8	16	42	92	135	44	26	1,837	4	5,000	1,446	8,283
	3割	2,160	36	15	12	24	63	138	203	66	39	2,756	4	5,000	1,446	9,202
													19 <b>1</b> 88	820	300	2,121
								***************************************					2	820	390	2,211
要	1割	793	12	5	4	8	21	46	74	24	14	1,001	3①	1,310	650	2,961
要介護													3②	1,310	1,360	3,671
3													4	5,000	1,446	7,447
	2割	1,586	24	10	8	16	42	92	148	48	28	2,002	4	5,000	1,446	8,448
	3割	2,379	36	15	12	24	63	138	221	72	43	3,003	4	5,000	1,446	9,449
	1割 80	862	12	5	4	8	21	46	80	26	15	1,079	1	820	300	2,199
													2	820	390	2,289
要													3①	1,310	650	3,039
要介護													32	1,310	1,360	3,749
4													4	5,000	1,446	7,525
	2割	1,724	24	10	8	16	42	92	159	52	31	2,158	4	5,000	1,446	8,604
	3割	2,586	36	15	12	24	63	138	239	78	46	3,237	4	5,000	1,446	9,683
要介護 5	1割 9			5	4	8	21	46	85	28	16	1,154	1	820	300	2,274
													2	820	390	2,364
		929	12										3①	1,310	650	3,114
													32	1,310	1,360	3,824
													4	5,000	1,446	7,600
	2割	1,858	24	10	8	16	42	92	170	55	33	2,308	4	5,000	1,446	8,754
	3割	2,787	36	15	12	24	63	138	255	83	49	3,462	4	5,000	1,446	9,908

## 1. 介護給付対象サービスの利用料金について

- (1) 職員体制に基づく加算(上記の表(4)及び(5))は、職員の配置状況により算定しない場合があります。
- ② 処遇改善加算 I 及び特定処遇改善加算 I (上記の表®及び⑨)は、小数点以下四捨五入計算する為、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。
- ③ 法定代理受領(保険者である市町村が、利用者(あなた)に代わり、サービス提供事業者に費用を支払う方法のこと)の場合、介護に要した費用のうち9割を保険者が負担し、1割を利用者が負担しますが、利用者の所得に応じて2割または3割を負担する場合があります。(保険者が交付する「負担割合認定証」による。)
- ④ 居住費及び食費負担の第1段階から第3段階②については、低所得の方への助成(補足給付)制度です。市町村が交付する「負担限度額認定証」により決定されますので、保険者への申請が必要になります。

【負担限度額認定証】

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階		かつ、預貯金等が単 身で1,000万円(夫婦 で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で、年金収入等(課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金等の収入額)の合計が年額80万円以下の方	
第3段階①		かつ、預貯金等が単 身で550万円(夫婦で 1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額120万円超の方	かつ、預貯金等が単 身で500万円(夫婦で 1,500万円)以下
第4段階	<ul><li>・市町村民税課税世帯(負担限度額認定証は対象外)</li></ul>	

- (5) 居住費は「室料」+「光熱水費」相当で厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定してあります。
- ⑥ 食費は「食材費」+「調理費」相当で、厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定してあります。
- (7) 医師の指示による特別な療養食が必要な場合には、6単位/食の費用が加算されます。
- ⑥ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期費用として30単位/日が加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に、再び入所した場合も同様とします。
- ⑨ 入所者が入院や外泊等をされた場合には、外泊時費用として一月に6日を限度として264単位/日が加算されます。なお、月を跨ぎ外泊等をされた場合には、最大12日間加算されます。
- ⑩ 退所を前提として一定の相談・援助を行った場合、内容によって400単位/回から500単位/回が加算されます。
- ① 看取り介護計画に基づいて介護を行った場合に、看取り介護加算(I)として、死亡日45日前~31日目前については72単位/日が、死亡日以前30日前~4日前については144単位/日が、死亡日の前日及び前々日については680単位/日が、死亡日については1,280単位/日が、それぞれ死亡月に加算されます。ただし退所(入院)した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。
- ② 口腔衛生管理加算 I として、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合は、90単位/月が加算されます。
  - イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う。
  - ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。
  - ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。
- ③ 若年性認知症の方については、120単位/日が加算されます。
- ① 前項「介護老人福祉施設 利用料金表」に記載の居住費のうち、所得段階が第4段階に該当する方の場合には、記載金額(5,000円)の範囲内で、契約時に確認のうえ明記します。

## <u>第4段階 居住費 円/日</u>

⑤ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、ユニット型介護福祉施設サービス費(上記の表①)に0.1%上乗せした額の負担となります。

## 2. 介護給付対象外サービスの利用料金

項目	内 容
特別の食事等のサービス	要した費用の実費。但し、介護給付対象サービスの食事代とは別料金です。
金銭管理・行政手続き代行サービス	3,000円/月
理髪費	要した費用の実費
日常生活に要する費用	・レクリエーション費 : 実施に係る費用 ・個人持ち込み電化製品・器具の電気料 : 1台300円/月 *電気料は近隣施設の同様費用を参考にし、1日当たり10円/台と算出しております。 ・個人に必要な特殊介護用品 : 物品購入の実費 ・個人の日用品 : 物品購入の実費

※ このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。